

| 岡山県公報                               |      | 発行<br>岡山県                                                                             |  | 目次 |
|-------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|----|
|                                     |      |  |  |    |
| 目次                                  |      | 担当課（室）                                                                                |  | 目次 |
|                                     |      |                                                                                       |  |    |
| ○ 岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | 【規則】 | 男女共同参画青少年課                                                                            |  |    |
| ○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則        |      | 経営支援課                                                                                 |  |    |
| (以上県例規集登載)                          |      |                                                                                       |  |    |
| ○ 特定施設の設置許可申請                       | 【告示】 | 環境管理課                                                                                 |  |    |
| ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定                |      | 健康推進課                                                                                 |  |    |
| ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定                |      | 〃                                                                                     |  |    |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定                  |      | 障害福祉課                                                                                 |  |    |
| ○ 指定障害児通所支援事業者の指定                   |      | 〃                                                                                     |  |    |
| ○ 指定一般相談支援事業者の指定                    |      | 〃                                                                                     |  |    |
| ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出               |      | 〃                                                                                     |  |    |
| 【公告】                                |      |                                                                                       |  |    |
| ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請                 |      | 県民生活交通課                                                                               |  |    |
| ○ 公共測量の実施                           |      | 監理課                                                                                   |  |    |
| ○ 落札者等の決定                           |      | 用度課                                                                                   |  |    |

◎岡山県規則第五十八号

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則(平成二十六年岡山県規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「みなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までとする」を「みなす」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第五十九号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

附則第四項中「〇・七五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

別表第一第十二号中「又は」を「若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は」に改め、同表第十三号及び第十四号中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第二十二号」に改める。

別表第三中「〇・七五％」を「〇・六五％」に改め、同表備考第八号及び第十一号中「に基づき」を「又は同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第四百九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 社会医療法人高見徳風会

住 所 岡山県津山市田町115

氏 名 理事長 高見 泰広

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 希望ヶ丘ホスピタル

所在地 岡山県津山市小田中220－8，220－9の一部，220－10，231－4の一部

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

## (3) 特定施設に関する事項

| 区 分                                       |                            | 新 設                                         |         | 新 設                                          |         | 新 設                                                                            |         | 新 設                                           |         |
|-------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|---------|----------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------|---------|
| 種 類                                       |                            | 68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗淨施設 (No.a～c) |         | 68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗淨施設 (No.d, e) |         | 68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗淨施設 (No.31～48)                                  |         | 68の2ーハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 (No.29～30) |         |
| 能 力                                       |                            | 30k g 洗い×2 台<br>5 k g 洗い×1 台                |         | 4.2k g 洗い×1 台<br>5 k g 洗い×1 台                |         | 4.2k g 洗い×4 台<br>4.5k g 洗い×6 台<br>5 k g 洗い×5 台<br>6 k g 洗い×1 台<br>7 k g 洗い×2 台 |         | 250 L × 2 箇所                                  |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                         |                            | 許可後直ちに                                      |         | 許可後直ちに                                       |         | 既設                                                                             |         | 既設                                            |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                         |                            | 着手後2週間                                      |         | 着手後2週間                                       |         | 既設                                                                             |         | 既設                                            |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                         |                            | 完成後直ちに                                      |         | 完成後直ちに                                       |         | 許可後直ちに                                                                         |         | 許可後直ちに                                        |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 |                            | 断続8時間                                       |         | 断続8時間                                        |         | 断続8時間                                                                          |         | 断続8時間                                         |         |
| 使用時に当該特定施設から排出される汚染物質の通常値及び最大値の量          | 区 分                        | 通 常                                         | 最 大     | 通 常                                          | 最 大     | 通 常                                                                            | 最 大     | 通 常                                           | 最 大     |
|                                           | 水 量 (m <sup>3</sup> /日)    | 3.0                                         | 3.5     | 1.0                                          | 1.0     | 10.0                                                                           | 12.0    | 4.0                                           | 6.0     |
|                                           | p H                        | 5.8～8.6                                     | 5.8～8.6 | 5.8～8.6                                      | 5.8～8.6 | 5.8～8.6                                                                        | 5.8～8.6 | 5.8～8.6                                       | 5.8～8.6 |
|                                           | B O D (mg／ℓ)               | 200                                         | 300     | 200                                          | 300     | 200                                                                            | 300     | 30                                            | 50      |
|                                           | C O D (mg／ℓ)               | 200                                         | 250     | 200                                          | 250     | 200                                                                            | 250     | 30                                            | 50      |
|                                           | S S (mg／ℓ)                 | 120                                         | 150     | 120                                          | 150     | 120                                                                            | 150     | 50                                            | 70      |
|                                           | 油 分 (mg／ℓ)                 | 3                                           | 5       | 3                                            | 5       | 3                                                                              | 5       | 3                                             | 5       |
|                                           | T－N (mg／ℓ)                 | 20                                          | 20      | 20                                           | 20      | 20                                                                             | 20      | 20                                            | 20      |
|                                           | T－P (mg／ℓ)                 | 3                                           | 3       | 3                                            | 3       | 3                                                                              | 3       | 3                                             | 3       |
|                                           | 大腸菌群数 (個／cm <sup>3</sup> ) | -                                           | -       | -                                            | -       | -                                                                              | -       | -                                             | -       |

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

| 区 分                                                                         |               | 廃 止                                            |         | 廃 止                                            |         | 廃 止             |         |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------|---------|-----------------|---------|
| 種 類                                                                         |               | 68の2ーロ 病院で病<br>床数が300以上である<br>ものに設置される洗浄<br>施設 |         | 68の2ーロ 病院で病<br>床数が300以上である<br>ものに設置される洗浄<br>施設 |         | 72 し尿処理施設       |         |
| 能 力                                                                         |               | 30k g／回×1台<br>45k g／回×1台<br>6 k g 洗い×10台       |         | 洗面器×9箇所<br>流し×23箇所                             |         | 900人槽<br>195m／日 |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                                           |               | －                                              |         | －                                              |         | －               |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                                           |               | －                                              |         | －                                              |         | －               |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                           |               | －                                              |         | －                                              |         | －               |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                                   |               | 断続8時間                                          |         | 断続8時間                                          |         | 連続24時間          |         |
| 使用時において<br>当該施設から<br>排出される汚<br>水の汚染状態<br>の通常値及び<br>最大値並びに<br>通常値及び最<br>大値の量 | 区 分           | 通 常                                            | 最 大     | 通 常                                            | 最 大     | 通 常             | 最 大     |
|                                                                             | 水 量 (m³／日)    | 15.0                                           | 18.5    | 14.0                                           | 16.5    | 150             | 195     |
|                                                                             | p H           | 5.8～8.6                                        | 5.8～8.6 | 5.8～8.6                                        | 5.8～8.6 | 5.8～8.6         | 5.8～8.6 |
|                                                                             | B O D (mg／ℓ)  | 200                                            | 300     | 200                                            | 300     | 15              | 30      |
|                                                                             | C O D (mg／ℓ)  | 200                                            | 250     | 200                                            | 250     | 30              | 40      |
|                                                                             | S S (mg／ℓ)    | 120                                            | 150     | 120                                            | 150     | 30              | 50      |
|                                                                             | 油 分 (mg／ℓ)    | 3                                              | 5       | 3                                              | 5       | Trace           | 3       |
|                                                                             | T－N (mg／ℓ)    | -                                              | -       | -                                              | -       | 20              | 40      |
|                                                                             | T－P (mg／ℓ)    | -                                              | -       | -                                              | -       | 1               | 3       |
|                                                                             | 大腸菌群数 (個／cm³) | -                                              | -       | -                                              | -       | 3,000以下         | 3,000以下 |

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

## (4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 区 分                                                 |                            | 廃 止                        |         |         |         |
|-----------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|---------|---------|
| 工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号                       |                            | 合併処理                       |         |         |         |
| 種 類                                                 |                            | 合併処理施設                     |         |         |         |
| 構 造                                                 |                            | 鉄筋コンクリート造                  |         |         |         |
| 主 要 寸 法                                             |                            | 8.0m×20.15m×5.63m          |         |         |         |
| 能 力                                                 |                            | 900人槽、195m <sup>3</sup> /日 |         |         |         |
| 処 理 の 方 法                                           |                            | 接触ばっ気方式＋三次処理（凝集沈殿）         |         |         |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                   |                            | －                          |         |         |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                   |                            | －                          |         |         |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                   |                            | －                          |         |         |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要           |                            | 連続24時間                     |         |         |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに当該汚水の通常の量及び最大の量 | 区 分                        | 処 理 前                      |         | 処 理 後   |         |
|                                                     |                            | 通 常                        | 最 大     | 通 常     | 最 大     |
|                                                     | 水 量 (m <sup>3</sup> /日)    | 150                        | 195     | 150     | 195     |
|                                                     | p H                        | 5.8～8.6                    | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |
|                                                     | B O D (mg/ℓ)               | 150                        | 200     | 15      | 30      |
|                                                     | C O D (mg/ℓ)               | 150                        | 200     | 30      | 40      |
|                                                     | S S (mg/ℓ)                 | 200                        | 250     | 30      | 50      |
|                                                     | 油 分 (mg/ℓ)                 | 3                          | 5       | Trace   | 3       |
|                                                     | T－N (mg/ℓ)                 | 20                         | 40      | 20      | 40      |
|                                                     | T－P (mg/ℓ)                 | 10                         | 15      | 1       | 3       |
|                                                     | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 無数                         | 無数      | 3,000以下 | 3,000以下 |

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

## (5) 排水口に関する事項

| 排水口番号                      | No. 1   |         | No. 5～14 (雨水) |    |
|----------------------------|---------|---------|---------------|----|
| 区分                         | 廃止      |         | 新設            |    |
|                            | 通常      | 最大      | 通常            | 最大 |
| 水量 (m <sup>3</sup> /日)     | 150     | 195     | 0             | 0  |
| pH                         | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | -             | -  |
| BOD (mg/ℓ)                 | 15      | 30      | -             | -  |
| COD (mg/ℓ)                 | 30      | 40      | -             | -  |
| SS (mg/ℓ)                  | 30      | 50      | -             | -  |
| 油分 (mg/ℓ)                  | Trace   | 3       | -             | -  |
| T-N (mg/ℓ)                 | 20      | 40      | -             | -  |
| T-P (mg/ℓ)                 | 1       | 3       | -             | -  |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 3,000以下 | 3,000以下 | -             | -  |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年10月16日から同年11月6日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所



◎岡山県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

草陽勝田薬局

美作市真加部五四―四

平成二十七年九月一日

◎岡山県告示第四百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

草陽勝田薬局

美作市真加部五四―四

平成二十七年八月三十一日

ゴダイ薬局周匝店

赤磐市周匝七一一―一

平成二十七年十月一日

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

◎岡山県告示第四百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

ヘルパーステーション自由が丘

### 2 所在地

苫田郡鏡野町奥津九六一一

## 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

株式会社J-Class

### 2 主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町奥津川西二四四一二

## 三 指定年月日

平成二十七年九月一日

## 四 事業所番号

三三一三五〇〇七〇

## 五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

光ようらく

### 2 所在地

備前市穂浪二〇九七一八

## 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

有限会社光瓔珞製作所

2 主たる事務所の所在地

備前市穂浪二〇八〇―一

三 指定年月日

平成二十七年十月一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇二〇四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ドリーム・プラネット あかいわ

2 所在地

赤磐市桜が丘西六丁目三二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ドリーム・プラネット

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区谷尻二二五

三 指定年月日

平成二十七年十月一日

四 事業所番号

三三一一一三〇〇一六八

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

田尻病院

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

2 所在地

美作市明見五五〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人三水会

2 主たる事務所の所在地

美作市明見五五〇―一

三 指定年月日

平成二十七年十月一日

四 事業所番号

三三一五〇〇一二二

五 サービスの種類

短期入所

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

◎岡山県告示第四百九十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

児童発達支援事業所 ていんくる

### 2 所在地

総社市中央六丁目八一〇六

## 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

特定非営利活動法人ほっとはあと

### 2 主たる事務所の所在地

総社市地頭片山五三―三六

## 三 指定年月日

平成二十七年十月一日

## 四 事業所番号

三三五〇八〇〇八六

## 五 事業の種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

◎岡山県告示第四百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

相談支援事業所ゆいまーる

### 2 所在地

浅口郡里庄町大字里見六〇四二―六

## 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

一般社団法人結

### 2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町大字里見六〇四二―六

## 三 指定年月日

平成二十七年十月一日

## 四 事業所番号

三三三二七〇〇〇一六

## 五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

◎岡山県告示第五百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

ヘルパーステーションみどり

### 2 所在地

和気郡和気町田原下七九五―一

## 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

特定非営利活動法人みどり

### 2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町田原下一〇八三

## 三 廃止年月日

平成二十七年七月三十一日

## 四 事業所番号

三三一―二三〇〇一五九

## 五 サービスの種類

同行援護



〔四一五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 海と大地と国産食糧を守る会

三 代表者の氏名

妹尾 博之

四 主たる事務所の所在地

笠岡市三番町二番地四〇

五 定款に記載された目的

この法人は、美しく伝統ある農山漁村の多面的機能の維持・発揮を促すとともに、地域経済発展のために、離島をはじめとする条件不利地域のコミュニティの再生を図るとともに、魚介藻類が豊かに育つ海と実り豊かな大地を育み、さらには、国産食糧の自給自足や6次産業化の推進等に貢献するための諸活動に関する事業を行い、農山漁村と都市との交流を図る伝道師としての役割を果たすなど、広く公益に寄与することを目的とする。

〔四一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 倉敷市中庄地内ほか                  | 測量区域  |
| 公共測量（公共基準点測量（二級五点））        | 測量の種類 |
| 平成二十七年十月二十日から平成二十八年三月十八日まで | 測量期間  |

# 平成27年10月16日 岡山県公報 第11728号

〔四一七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

パルスファイバーレーザー加工機 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十七年八月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

稲畑産業株式会社

大阪府大阪市中央区南船場一丁目一五番一四号

五 落札金額

三一、八六〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、三六〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十七年七月十日